

定額給付金 子育て応援特別手当

給付までの流れ(共通)

5月1日
世帯主あてに申請書を
発送開始

申請書を記入・返送

申請書に記入し、必要書類とともに返信用封筒で役場へ返送してください。

給付決定通知書を発送

町が、返送された申請書の記載内容等を審査し、世帯主へ給付決定通知書を送付します。(子育て応援特別手当については送付しません)

金融機関口座へ振込

申請から二〜三週間で指定の口座へ振り込まれます。
※ゆうちょ銀行は一か月以上かかる場合があります

申請書類を
お送りします

定額給付金は、住民への生活支援をするために、地域の経済対策を図ることを目的としています。今月一日から申請書を発送します。申請書類を発送します。また、同時に子育て応援特別手当が、国の緊急措置として多子世帯の子育てにかかる負担を考慮し、対象となる世帯に支給されます。

定額給付金

給付対象

- 基準日 (平成二十二年二月一日) に
おいて、次のいずれかに該当する人
- ・葉山町に住民登録のある人
- ・外国人登録原票に登録されている人 (不法滞在者及び短期滞在者は除く)

申請・受給者

- 世帯主 (外国人は、給付対象者)
- ※世帯主が世帯全員分を申請・受給します。

給付額 基準日において

- 十八歳以下：二万円
- 六五歳以上：二万円
- 十九歳〜六十四歳：一万二千元

子育て応援特別手当

支給対象となる子

- ①から③のすべての条件に該当する子が対象となります。

- ①平成十四年四月二日〜平成十七年四月一日生まれの子。
- ②同一世帯にいる平成二十二年四月二日〜平成十七年四月一日生まれの子のなかで、第二子以降 (第二子を含む) の子。
- ③基準日 (平成二十二年二月一日) に
おいて町に住民登録のある子であるか、外国人登録原票に登録されている子 (不法滞在者及び短期滞在者は除く)。

※第一子が寮などに居住し、同じ世帯でない場合でも、扶養の事実が確認できれば対象となる場合があります。また、お問い合わせください。

支給対象者 支給対象となる子の属する世帯の世帯主

支給額 対象となる子一人につき三万六千元

申請方法 (共通)

申請書が届きましたら、必要事項を記入し、振込口座通帳 (またはキャッシュカード) の写し (任意) とともに、同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限 (共通)

平成二十一年十一月九日 (月) 消印有効

申請期限を過ぎた場合、給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

金融機関口座がない人に限り、現金による給付を受け付けます。

ただし、現金給付については、口座振込よりも給付時期が遅れることをご了承ください。

詳しい申請・受給方法は、申請書に同封の「ご案内」をご覧ください。

問合せ

- ・定額給付金については
企画調整課

☎内線三三三〜三三三三

- ・子育て応援特別手当については
子ども育成課 ☎内線二六〇



定額給付金振り込み詐欺
ご注意ください！

定額給付金や子育て応援特別手当の給付を装った振り込み詐欺や町の職員を名乗る不審電話にご注意ください。

定額給付金の給付については、

- 1 役場から電話で連絡することはありません。
- 2 役場からATM（現金自動預払機）へ行くよう指示することはありません。
- 3 役場からキャッシュカードの暗証番号を聞くことはありません。

このほかにも新手の口実で詐欺被害が考えられます。定額給付金に関して電話などで不審な問い合わせがあった場合には、役場、または葉山警察署生活安全課（☎八七六〇一一〇）に直接確認してください。

平成21年度当初予算

予算規模

(単位：千円)

会計名	修正後	当初案	増減
一般会計	8,784,324	8,772,900	11,424

4月号でお知らせした平成21年度当初予算案は、平成21年第1回定例会において、一般会計予算案については原案（4月号に掲載したもの）を増額して修正可決されました。また、各特別会計については原案のとおり可決されました。

(1)歳入

(単位：千円)

区分	修正後	当初案	増減
町税	5,814,913	5,814,913	0
地方譲与税	71,000	71,000	0
利子割交付金	29,000	29,000	0
配当割交付金	25,000	25,000	0
株式等譲渡所得割交付金	10,000	10,000	0
地方消費税交付金	210,000	210,000	0
ゴルフ場利用税交付金	24,000	24,000	0
自動車取得税交付金	55,000	55,000	0
地方特例交付金	78,208	78,208	0
地方交付税	44,000	44,000	0
交通安全対策特別交付金	5,500	5,500	0
分担金及び負担金	53,308	53,308	0
使用料及び手数料	183,856	183,856	0
国庫支出金	363,570	363,570	0
県支出金	504,879	504,879	0
財産収入	3,179	3,179	0
寄附金	6	6	0
繰入金	449,500	449,500	0
繰越金	210,000	200,000	10,000
諸収入	81,107	79,683	1,424
町債	568,298	568,298	0
合計	8,784,324	8,772,900	11,424

(2)歳出

(単位：千円)

区分	修正後	当初案	増減
議会費	191,911	191,911	0
総務費	1,246,683	1,239,490	7,193
民生費	2,128,657	2,128,657	0
衛生費	1,409,875	1,409,875	0
農林水産業費	44,955	44,955	0
商工費	107,502	107,502	0
土木費	1,330,147	1,330,147	0
消防費	591,097	591,097	0
教育費	1,103,677	1,099,446	4,231
災害復旧費	1,800	1,800	0
公債費	587,142	587,142	0
諸支出金	878	878	0
予備費	40,000	40,000	0
合計	8,784,324	8,772,900	11,424

修正された事業

- くれ竹の郷葉山推進事業 7,364千円(+6,453千円)
- 姉妹都市宿泊費助成事業 740千円(+740千円)
- 小学校運営事業 28,016千円(+2,954千円)
- 中学校運営事業 12,268千円(+1,150千円)
- 中学校教育振興運営事業 2,151千円(+127千円)